

2019年4月25日
日本銀行金融市場局

国債補完供給の要件緩和措置について

日本銀行は、本日公表した「強力な金融緩和の継続に資する諸措置」にあるとおり、国債補完供給について、以下の措置を実施することとしましたので、お知らせします。

1. 最低品貸料の引き下げ

	従来 of 取扱い	緩和後の取扱い
最低品貸料	0.5%	0.25%

—— 併せて、上限期間利回りを設定するうえで勘案する市場実勢金利をレポレート^(注)に変更します。

(注) 具体的には、前営業日公表の東京レポレート（トムネ物）。

2. 銘柄別の売却上限額の撤廃

	従来 of 取扱い	緩和後の取扱い
売却上限額	日本銀行の保有残高 ^(注1) の100%または1兆円 ^{(注2)(注3)} のいずれか小さい額	日本銀行の保有残高 ^(注1) の100%

(注1) 前営業日の残高から当日までのオペ等で売却が決定している金額その他の業務遂行上必要と認める金額を除いたもの。

(注2) 利付国債の場合。国庫短期証券の場合は1,000億円。

(注3) 午後オファーの入札については、午前オファーの国債補完供給で売却が決定している金額を除きます。

3. チーペスト銘柄等の引き渡しにかかる要件の緩和

チーペスト銘柄等^(注)については、利用先が日本銀行に引き渡せない場合の対応にかかる要件を緩和することとします。

(注) 長期国債先物取引の直近2限月におけるチーペスト銘柄およびセカンド・チーペスト銘柄のうち、日本銀行の保有割合が発行残高の80%を超えるもの。

4. 利用申請等の事務のペーパーレス化

国債補完供給の利用申請等について、利用先の利便性向上の観点から、従来のファクシミリ等による書面ベースの事務から、「市場オンライン」を利用した電子ベースの事務に移行することとします。

5. 実施日

本措置は、6月上旬までを目途に、利用先と日本銀行における実務上の準備が整い次第実施します。具体的な実施日については、決定した時点で改めてお知らせします。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課

服部 (03-3277-1234)、引馬 (03-3277-1272)、武田 (03-3277-1284)